

「JIS X 0213 改正原案の公開レビュー」に対する意見と要望

2003年2月15日

小形克宏 (フリーライター)

私は昨年度から今年度にかけて、JIS 文字コード改正原案を審議する符号化文字集合 (JCS) 調査研究委員会 (以下、新 JCS 委員会) の傍聴をつづけてきた。そこで見たものは、困難な環境のなかで誠実に作業をこなす委員の皆さんの姿であった。そうした地道な努力に対して、まず心から敬意の気持ちを表わしたいと思う。

もっとも、そのようにしてまとめられた改正原案は、私にとってうなずけるものではない。以下、疑問に思うところを大きく「改正原案の内容」と「審議の過程」の二つにわけて述べていくことで、私なりに委員の皆さんの仕事に向きあいたいと考える。

なお、この文章は連載『文字の海、ビットの舟』に掲載した「特別編 15 JIS 文字コードの例示字体変更は、大きな混乱を招かないのか」を元にしたものであることをお断りする。

1. 改正原案の内容についての疑問

◎ JIS X 0213 改正原案のポイント

はじめに今年度の JIS X 0213 改正原案を、ごく大ざっぱにまとめてみよう。なお、改正原案は昨 2001 年度成果報告書にある「JIS 文字コード改正の方針と具体的変更箇所」(以下、改正方針)を具体化したものだ。

まず前提として改正方針では、表外漢字字体表にしめされた印刷標準字体 1,022 字と簡易慣用字体 22 字について、JIS X 0213 と JIS X 0221-1¹⁾ではすべて包摂の範囲内にあり、一方、JIS X 0208 では 2 字が表現不可能とする。したがって JIS X 0213 と JIS X 0221 において表外漢字字体表に対応しようとすれば、基本的には包摂範囲内の微小

な違いを、規格としてどのように吸収するかという問題になる。

このうち JIS X 0221-1 は国際規格 ISO/IEC 10646-1 の翻訳 JIS だ。そこに収録されるべき文字はすでに国内規格にあることが前提とされる。だから今ここで JIS X 0221-1 の改正を審議することは手続き上できない。そこでまず JIS X 0213 の改正原案をまとめたということだろう。なお、JIS X 0213 の半分以上は JIS X 0208 を引用している。ならば、なぜ JIS X 0208 も同時に改正を審議しないのかという疑問がわくが、これについては後述する。

以上をふまえて今回の JIS X 0213 改正原案の骨子をまとめると、以下のようになれるだろう。

- ① JIS X 0213 のうち 168²⁾ の面区点位置の例示字体を変更する。
- ② JIS X 0213 に、「JIS X 0221 互換漢字」として 10 の面区点位置を追加する。
- ③ JIS X 0213 附属書 4、附属書 6 のうち、カッコで括られていた符号位置を、JIS X 0221-1 と ISO/IEC 10646-2 に定められた正規の符号位置に変更する。

前述した「包摂範囲内の微小な違い」を吸収するために、改正原案では JIS X 0213 の例示字体を変更することで対処することにした。これが上記 ①だ。

これであらかた対応はとれるのだが、中には単純に「包摂範囲内」だけで解決できない問題が存在する。それが複数の国の規格を一つの国際規格として統合する ISO/IEC 10646 (= JIS X 0221 ≡ Unicode)との整合性の問題だ。これについては、とくに特別編 14³⁾で詳しく述べたので、ここでは繰り返さない。この問題に対して、改正原案では符号位置を追加することで対処することにした。これが上記 ②だ。

最後に③にある附属書4、附属書6とは、それぞれ非漢字と漢字の分類と配列の詳細を規定したものだ。その中のJIS X 0221の符号位置との対応をしめす欄で、制定時点でまだJIS X 0221やその元となった国際規格ISO/IEC 10646に収録されていなかった字については、カッコで括られた暫定的な符号位置が与えられていた。これは当時から実装に混乱をもたらすと非難されていたが(私も第1部特別編4⁴で批判した)、今回の改正でようやく正常な姿になるわけだ。

となれば、①と②が妥当なものかどうかがこの回の焦点になる。私は昨年度の公開レビューへの応募原稿で、これらの点について慎重な対応をもとめる意見をのべた。今回の実施概要によれば、今年度の公開レビューはおもに「改正原案が正確に改正方針を反映したものかどうか」についての検討を要求している。しかし改正方針そのものに疑問をもつ私は、ここでは再度、昨年度と同じ疑問を繰り返さざるを得ない。

おそらく多少の変更はあっても、例示字体の変更と符号位置の追加そのものは粛々と行われるのだろう。無力感にとらわれつつ、それでも私がこうした文章を書くのは、やがてやってくる混乱の中で発せられるであろう、「知っている人間は、なぜこの混乱を止めなかった」という後世の批判に答えるためだ。いくぶんの専門知識を持っている者の一人として、ここで沈黙しては責任が問われることになる。

◎「文字コードを変えればコンピューターの文字も変えられる」は正しい?

昨年度と同じ疑問とは言っても同工異曲では芸がない。そこで今回は、おもに昨年度公開レビュー後に書かれた委員会回答について、より本質的な切り口で検討してみたい。

私は「改正方針」には非常に大きな、そして根元的な誤解があると考えている。それは「文字コード規格を変えれば、コンピューターに実装される文字も変えられる」という認識だ。この認識は以下に述べるように、実は現実を反映したものではあるのだが、規格本文と甚だしく矛盾している。本来こうした認識は文字コードが果たすべき役割を越えたもので、それを前提とすることは、文字コードの下流にあって実際に文字を選択、表示する仮名漢字変換ソフトやフォントを無視したものだ。さらに、本音と建前をうまく使い分けて、本来あるべき責任を回避するものでしかない。

では詳しく述べよう。改正方針では例示字体を変更する根拠と理由を、以下のように書く。

(前略) 今回の国語審議会答申は、明確に「表外漢字の印刷用標準字体」を示している。国語審議会答申は明治以降一貫して行政府としての国語施策のよりどころとなってきた。答申内容が、強制力を持つか持たないかは措くとして、正誤や正当性の判断を下す上でのおおきな拠り所となることは明白である。表外漢字についてこのような判断が下されたからには、従来複数の字体を包摂し、一つの符号位置を付与していたJIS文字コードとして、JISとして許容される字体の揺れの中心点として、国語審議会答申を拠り所とすることは、まことにもって自然なことと考える。

逆に、国語審議会が示した標準字体として示した字形とJISの規格票に例示されている字形⁵が異なった場合、JISが本来は全く意図していないにもかかわらず、国語審議会答申と異なる規範を示している、との誤解を招きかねない。JISの規格票に例示されている字形が、JISとして何らの規範性をもたないことを明確にするためにも、国語審議会が示した規範と齟齬を来す状況は回避する必要があると考える。(成果報告書P.29)

これは例示字体の変更という「83JIS以来の大改正」(佐藤副委員長の2001年度発足時のコメント)をおこなおうという改正方針にあって、「なぜ変更しなければならないのか」を述べた、いわばクライマックス部分だ。したがって文章もおのずから力が入ったものとなっている。しかしこれを味読すると、論理が奇妙に歪んでいることに気づかされる。いわば一見なんでもない普通の家なのだが、よく見ると窓枠が直角でなかったり、柱が平行になっていない、そして中に入れば床も水平でない奇妙な家。

この部分ではJIS文字コードは〈何らの規範性をもたない〉ことを繰り返し強調する。なるほど、JIS X 0213規格票では適用範囲について以下のように定義する。

1. 適用範囲

(前略) この漢字集合は、これらの用途にだけ適用するものであって、それ以外の一般の日本語の表記などについて、何らの基準を与えるものでも、制限を加えるものでもない。この規格は、図形文字及びそのビット組合せを規定するもので、用途、個々の図形文字の

具体的字形設計などは、この規格の適用範囲としない。(p.1)

こうして JIS 文字コードは確かに〈何らの規範性をもたない〉のだが、ならばなぜ例示字体を〈許容される字体の揺れの中心点〉にできると言うのだろう。そもそも例示字体とは〈漢字字体の字形の例〉(JIS X 0213 附属書 6 p.139) にすぎないはず。なのに〈中心点〉に比定できる根拠が、ここで一切しめされていない。おそらくこの一文の筆者はそんなことをわざわざ書かなくとも、例示字体は〈中心点〉と書けば読む者が納得すると思ったのではないか。

同様に、上記部分では JIS が〈国語審議会答申と異なる規範を示している〉という誤解を招かないために、さらに〈何らの規範性をもたないことを明確にするため〉にも例示字体を変更すべきだと結論している。だが本来は、表外漢字字体表の文字は包摂の範囲内にあることを明確にすることでも、このような「誤解」に対処することも可能だ。また〈何らの規範性をもたないことを明確にするため〉にこそ例示字体は変更しなくてもよい。つまり筆者が考えたであろうほど、これらの理由は例示字体変更の十分条件にはなっておらず、そうした結論を導くには、いささか条件として不足しているのだ。

にもかかわらず大方の人間は、きっと上記の論理をなんの疑問も持たずに読み流すだろうし、もっと言えば「そのとおり!」と納得する人も多はず。なぜならこの文章を書いた人間はもちろん、読む側にも「暗黙の前提」が共有されているからだ。その前提を代入すれば、上記の部分は理由として十分に成立する。

それは「例示字体には規範性がある」ということ。そして、だからこそ「文字コード規格を変更すれば、コンピューターに実装される文字を変えられる」というものだ。

◎なぜ例示字体に規範性があるとはいけないか

たとえば、ここで例示字体が〈中心点〉とできるのは、とりもなおさずそこに規範性があるからだろう。また、例示字体に規範性があるからこそ〈国語審議会答申と異なる〉現状はダブルスタンダードとなってしまう、社会に混乱を招いてしまう。そこで例示字体を表外漢字字体表と一致させ、規範を統一しなければならぬ。

このように読み直せば、奇妙な感覚は一掃され、きれいに論理は一貫する。つまり改正方針は、

すべてがこの書かれていない暗黙の前提に依拠している。そして、新 JCS 委員会はそうした矛盾した現実と正面から向き合わず、安易に例示字体の変更という結論を導き出してしまった。私にはそれが最大の問題点だと思える。

現実には例示字体が規範をもち、これを変更すれば混乱がおきるということじたいは、じつは何度も 2001 年度審議の席上で指摘、検討されている。たとえば公開されている議事録によれば、以下のようなやりとりがあった。

(小林幹事から使用者委員 B⁶ への質問) :

質問: 表外漢字を JIS の例示にすると、どういふ混乱があるのか。附属書や TR 等にする

ことと、例示字形を変えることの差は何か。
回答: (使用者委員 B の回答) 残念ながら、(引用者注: 規格上は) JIS の例示は規範とは言えなかった。それだからこそ、問題を起こさないために平成書体を規範としつつある。平成書体が出てから、“平成書体現象” とでもいえるのか、字体差が無くなりつつある。こういう状況になったときに、例示字形を変えると、また、フォントベンダーが変えることになる。

2002 年 6 月 12 日第 1 回アドホック (臨時) 会合議事録⁷ (JCSNP-2-02.PDF)

成果報告書には議事録が収録されているので、詳細に読んでいけば上記のようなやりとりはいくつも抜き出すことができる。また、同様に例示字体は規範ではないという原則を指摘する発言も何度か聞いた。しかし、そのたびに席上には「それはそうだけどさ」という空気が流れ、建前以上に受け取る雰囲気はなかったように思う。全体として、例示字体変更の具体的な影響については討議されても、その背景にある例示字体が規範性をもつ矛盾をどうするかにまで踏み込んだ議論はなかったように思う。じつはそこにこそ問題はあるのだが。

結果として改正方針には一切こうした現実には書かれず、〈何らの規範性をもたない〉という金科玉条を振り回すだけで、JIS の矛盾を隠蔽したものになってしまった。これは現実無視、本音と建前の使い分けでしかない。

では、なぜ例示字体が規範性をもつことが問題なのだろう。現実がそうであるなら、規格の方を合わせればよいだけではないか。いや、違う。それはなにも規格票にある適用範囲と矛盾しているという作文上の問題なのではない。文字コードという技術を成立させている基本的な制約の

問題から文字コードは規範をもつことができないのだ。

私なりに文字コードを一言でいえば、ごくおおざっぱな「社会で同じ字として流通する範囲」を特定の符号位置に対応させたもの、となる。文字の具体的な形でなく符号位置を送信し、受信してからそれを文字に対応させようという文字コードの発想は、じつは送信したとおりの文字の形を受信することを保証できない。つまり、文字がある程度化けることをあらかじめ織り込んだテクノロジーなのだ。しかしあまり化けても本来の情報交換ができない。だから化ける範囲を一定程度、「社会で同じ字として流通する範囲」にとどめようと言うのが包摂規準だ。文字コードが〈何らの規範性をもたない〉最大の理由はこれによる。

なんだ、文字コードとはそんないい加減な技術なのか。そんな声が聞こえそう。しかし、こうした曖昧ともいえる方法論は、実は文字というものの「ふるまい=現象」に基づいたものなのだ。

現実にかかれた（表示された）文字の形状を「字形」と呼ぶ。一度試してほしいのだが、人は完璧に同一形状の字を2回書くことはできない。同じ人間が同じ字を二度と書けないなら、人が変わればもっと違いは大きくなる。このように手で字を書く場合、字形はただ1回のものとして現実に現れる。こうした字形の違い=揺れを同じ字とした（包摂した）ものが「字体」だ。ただし、社会的には字形の違いだけでなく、字体の違いをも「同じ字」として認識することが多い。漢字における異体字がこれにあたる。

たとえば「吉」（土吉）は人名漢字の世界で「吉」（土吉）との違いを主張されることが多いが、これは書かれる本人、あるいは近い人間をのぞけば、通常違いは意識されない。同様に「高」と「高」、「え」と「え」、「食」と「食」、「ネ」と「示」などもよく例にあげられるが、社会的には同じ字として流通する場合が多い。小説家、高村薫氏の単行本の背表紙にある著者名は、本により「高」と「高」の2種類ある。これが文字の現実なのだ（この点について、「そういう字体の乱れがあるからこそ表外漢字字体表は生まれた」と言う人があれば、私は「固有名詞は表外漢字字体表の適用範囲外です」と答えよう。一方でJIS文字コードでは適用範囲内である）。

そして、文字コードはこの「社会で同じ字として流通する範囲」=社会的な揺れの範囲（複数の字体）に単一の符号位置を割り当てることで、こうした現実の文字のふるまいをコンピュータ上

に再現することに成功しているのだ。

以上のように「一定範囲内なら化けてもかまいません」が文字コードというものの基本的前提であり、その範囲に〈中心点〉などがあっては利用者を無用に拘束し、実装コストを引き上げるだけだ。だからこそ〈一般の日本語の表記などについて、何らの基準を与えるものでも、制限を加えるものでもない〉し、〈用途、個々の図形文字の具体的な字形設計などは、この規格の適用範囲としない〉。これは経産省の工業規格は文部科学省の国語政策に口出しできないとか、そういう形而下の問題ではない。あくまでも技術的な制約を素直に文章化しただけと解釈すべきものだ。

◎知識がみつからない委員の悲劇

もっとも新JCS委員会の全てのメンバーが、以上のような基本的な知識をもっていたかは大いに疑問だ。とくに2001年度から使用者の立場で加わった委員の発言を聞く限り、その疑問は強くなる。たとえば第1回アドホック会合（6月12日）で、ある委員は以下のように言う。

- 表外漢字字体表の字形は、“第3、第4水準にある”と言われるが、実際に使えないから、“ない”と同じ。

この発言は明らかに規格と実装を混同している。あるいは第2回委員会（7月12日）で、別の委員は以下のように発言する⁸。

- 国語審議会の答申で「字体の差」とされたものについては、二次使用や情報伝達に際して「字体化け」を起こさないような措置を講じておくことも肝要である。

文字コードというものが、一定範囲の「字体化け」を前提とせざるを得ないことは前述した。誤解して欲しくないのは、ここでコンピュータ技術にうとい委員を貶めるつもりはないということだ。文字コードが重要な社会基盤であるなら、専門知識を持つ人間だけで規格を決めて良いはずがなく、その意味で2001年度から使用者委員の数を大幅に増やして生産者（メーカー）委員と同数にした経産省の判断は、じつに的確なものだった。しかし、より広範な立場を集めようというのなら、経産省や幹事団は議論の前提となる基本的な文字コードの知識くらいはレクチャーすべきだった。それをせず、集めてお終いでは片手落ちの批判は逃れられない。失礼な言いながら、傍聴していた私はこうした「痛い」発言が飛び出すたびに、生産者委員が顔をそむけたり、うつむ

いたりして、会場にしらっとした空気が流れたことを思い出す。前述の使用者委員も居心地は悪かったはずで、両者にとりこれは不幸でなかったか。

ただし、こうした使用者委員の他の発言をたどってみると、彼等が「文字コード規格を変えれば、コンピューターに実装される文字も変えられる」と思って新JCS委員会に参加したことはよく分かる。その意味では、きっと改正方針には満足だったろう。

◎歴史が教える例示字体変更の混乱

では、例示字体を変更すれば、どんな事態が発生するのだろうか。それは今までのJIS文字コードの歴史が、身をもって示したのではなかったか。1978年に制定されたJIS X 0208は、1983年改正時に大幅に例示字体が変更された。世に言う83JISの混乱である。そこではさらに符号位置までもが入れ替えられた。その結果、折しもパソコンの普及期を迎えていた社会は大きな混乱におちいる。私自身、編集者としてこの混乱に振り回された者の一人だ。例示字体を変更すれば、多かれ少なかれ混乱が発生するのは自明の理だ。

しかし、もうひとつ貴重な教訓を83JISの混乱は残していないか。それは、一度実装された字形は、なかなか消えないということだ。1978年制定時のJIS例示字体による字形（以下、78JIS字形）は、1983年から20年間、今に至るも消えることなく使われつづけている。その理由はなにか。もしかしたら、表外漢字字体表を支持する人は、78JIS字形の多くがいわゆる康熙字典体であったからだと言いたいかもしれない。しかし、私が知る限り、そのような字体の好みの問題だけでは片づけられない。むしろ78JIS字形を実装したシステムとの互換性を重視したかったという、経済の問題が大きく作用したように思う。

こうしたJIS文字コードの歴史は、現在の例示字体による字形が、新JCS委員会の思うように消えてくれる保証はないことを教えてくれている。このように例示字体を変更してもなんの解決にはつながらない。では、どうしたらよいのだろうか？

原理原則に立ち戻ろう。実際にコンピューターで文字を表示するのは何か。それはフォントだ。ここにその前段で、ユーザーに対して字形を選択させる仮名漢字変換ソフトをくわえて良いかもしれない。文字コードが指示する「社会で同じ字と

して流通する範囲」の中で、具体的にどの字形を選ぶかは本来フォントをデザインするフォント・ベンダーが考えるべき問題だ。これがこの問題を考える上での原理原則だ。

おそらくは、ここでフォントベンダーが例示字体を規範視している現実に触れるべきかもしれないが、ここではそれを無視する。なぜなら、それは実装する側の解釈の問題であり、規格を作る側の問題ではないからだ。規格使用者がどのように実装していようが、本質的な前提をくずしてまで規格が迎合すべきではない。

JIS文字コードと表外漢字字体表は、それぞれどのように「文字」をあつかっているだろう。JIS文字コードは複数の字体を単一の符号位置に包摂している。一方で表外漢字字体表は単一の字体を明示している。そして、フォントはJIS文字コードにもとづき、包摂された複数の字体の中から、ある具体的な字形をデザインしている。このように整理してみると、JISがとるべき表外漢字字体表への対応策の所在はすっきりしてくる。

すなわち、表外漢字字体表に対応しようと思うなら、まずJIS文字コードはそこでしめされた字体が、どの符号位置に対応するのかを明らかにする必要がある。ただし文字コードとしての対応はこれが限度だ。前述したように例示字体変更では問題の解決につながらない。もしも「それでは字体の混乱は変わらない」という人がいれば、私は肩をすくめて「しかしそれは文字コードの責任ではない」と答えよう。

ではどうする？ 表外漢字字体表に対応したフォント字形を規定すればよい。それが自然だろう。これじたいは決して目新しいものではなく、じつは2001年度新JCS委員会の第4回作業部会(WG)⁹⁾で小池委員により『政令文字及びそれに準ずる漢字印刷標準字体とその符号』という規格、ないしはテクニカルレポートを作ることが提案されている。席上では賛否半ばし、結果として幹事団から見事に無視され、日の目を見ることなく終わっている。考えてみれば、まったく新しい規格（テクニカルレポート）を、親委員会ならまだしも作業部会で提案することに無理があった。しかし、発想そのものは決して無理なものではなく、むしろきわめて自然なものだ。なんとか、これを再検討する機会はないのだろうか。

◎文字コードへの言及は表外漢字字体表から

私は思うのだが、世の中は文字コードに責任を

押しつけすぎているだろうか。振り返ってみれば、すでに表外漢字字体表の段階で文字コードへの言及は始まっている。

今後、情報機器の一層の普及が予想される中で、その情報機器に搭載される表外漢字の字体については、表外漢字字体表の趣旨が活かされることが望ましい。このことは、国内の文字コードの問題と直接かかわっており、将来的に文字コードの見直しがある場合、表外漢字字体表の趣旨が活かせる形での改訂が望まれる。(表外漢字字体表 4-(1) 情報機器との関係)

すでにここからボタンはかけ違っていたわけだ。大変失礼ながら、私には国語審議会の人々が、前述したような「文字コードは字体を決めていない(決められない)」という基本的な原則をふまえてこの一文を起草したとは思えないのだが、どうなのだろう。

同様に文字コードに過大な責任を負わせる発想は、かつての文字コード論争の中で、1997年10月に故・江藤淳の名で日本文芸家協会が国語審議会に提出した要望書¹⁰にも読みとることができる。この要望書にうながされて国語審議会が文字コードへの言及をしたのだとすれば、文学史にその名をとどめる高名な文芸家も、本当に罪なことをしてくれたものである。

考えてみれば日本文芸家協会のメンバーによる「漢字を救えキャンペーン」¹¹を震源地とする文字コード論争そのものが、前述のような文字コードへの誤解にもとづくものであった。よりによって文字による表現のスペシャリスト達が、この国の文字コードをめちゃくちゃにする引き金を引いたとは。自分で自分の首を絞めるのは勝手だが、無辜の民まで巻き込まないでいただきたいものだ。

もうひとつ。私は現在の日本でもっとも文字コードというものを理解している、いわば精鋭がたくさん集まっているのが現在の新JCS委員会だと考えている。私自身、JIS X 0208:1997規格票を読みながら文字コードを学習した者の一人だ。その永遠に読み返されるべき、不朽の古典とも言うべき原案作成作業をおこなった人々が、新JCS委員会には多く参加している。それがいったいなぜ文字コードの基本を踏み外した、歴史に汚点を残すだろう改正を行おうとしているのか。本来別の所で解決すべき見当違いな問題を、世の中の「文字コードで解決を」という無理解におされて、「わかりました、文字コードで解決しましよ

う」と安請け合いし、そうして世の中に混乱を生じさせるのは、本来あるべきエキスパートの態度とは思えないのだが。

文字コードをいじればコンピュータ上の文字にかかわる問題を全部解決できるというのは、文字コード関係者の思い上がりではないだろうか。文字コードだけがあればコンピュータで文字を扱えるわけではない。あくまでシステムの一部であり、それ以上でもそれ以下でもないはずだ。どうか分をわきまえていただきたい。

2. 審議過程についての疑問

◎今年度委員会発足はなぜ5カ月も遅れたのか

2002年度新JCS委員会の第1回委員会は10月18日におこなわれた。年度始めの4月から半年も過ぎていた。昨2001年度の第1回委員会は5月22日に開かれているから、それに比べれば5カ月遅れということになる。所轄である経産省や事務局をあずかる日本規格協会は、その理由について審議の席上で説明はなく、3カ月後の1月中旬には公開レビューをするから、それまでに改正原案をまとめてほしいと日程を提示している。

なぜこんなに遅れたのだろうか。私は委員会終了後の10月21日、佐藤敬幸副委員長に直接メールで疑問をぶつけてみた。その結果、以下のような回答をえた。

まったくその通りで、なぜ早く実作業開始できないかと確認したのですが、二つの理由で開始が、(ほとんど年度内完成が無理な程度に)遅れてしまいました。

一つは、経済省とJSA(引用者註:日本規格協会)の契約が遅れたためです。たしか7月か8月契約だったように記憶しています。これは役所側の事務の遅れと理解しております。次に重要な委員について、組織から委員任命の許可が下りるまで時間がかかり、メンバーがそろったのが9月20日頃だったかと思えます。

さらに委員会の幹事の時間の都合で、10月始めには委員会が開けませんでした。

佐藤副委員長の説明によると、新JCS委員会のような以前からの継続プロジェクトの場合、通常はいちいち契約は結び直さないのだが、今年度はどういう理由からか改めて契約することにな

り、これが遅れたのだという。どうしてだろう？

ひとつには「汎用電子情報交換環境整備プログラム」の存在が挙げられるかもしれない。これは電子政府実現のためのフォントや文字データベースを整備するものだ。当然、住基ネットとも関係が深い。

●「汎用電子情報交換環境整備プログラム」提案公募要領

<http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c20620b01j.pdf>

このうち、「12. 問合せ」にある経産省の担当者は、新JCS委員会の担当者と同人物だ。上の文書は2002年の6月20日付け。この審査結果をしめす文書は以下にある。

●工業標準化推進調査等委託費（汎用電子情報交換環境整備プログラム）に係る委託先公募の結果について

<http://www.meti.go.jp/information/data/c20823aj.html>

こちらは8月23日付け。すでに年度始めから5カ月弱がたっている。見ると落札したのは日本規格協会を代表とし、国立国語研究所、情報処理学会の3者であることがわかる。ちなみに日本規格協会の担当者は新JCS委員会の担当者と同人物だ。

この「汎用電子情報交換環境整備プログラム」という名前が初めて公になったのは、情報処理学会を母体とする情報規格調査会が主宰する文字コード標準体系専門委員会（以下、文字コード委員会）の席上だった^{*12}。ここでは新JCS委員会をも所轄する経済産業省の産業技術環境局 標準課 情報電気標準化推進室の課長をはじめ、落札した3法人が一堂に会している。前出の佐藤副委員長はじめ新JCS委員会のメンバーとも多く重なる。

幸いなことにこの委員会の審議は公開されており、私も傍聴をつづけてきた。そうして審議内容を先の落札者に照らし合わせれば、公募元の経産省にとっては、望んでいた団体が望んでいたように落札してくれたと取ることができる。

もっとも、この委員会の時点で「汎用電子情報交換環境整備プログラム」は、JIS文字コードにある文字を一般が照会でき、そこには文字を登録申請することのできるシステムとして説明されていたが、上記の「提案公募要領」では、電子政府用のフォントや文字データベースのためのものとなっており、大きく性質が変わっている。

とはいっても、こうして一連の経緯を並べて見れば、限られた者たちの間で利権が独占されてい

るとも取られかねない^{*13}。これは国民の税金で国民のための行政をする経産省として絶対に避けたい見方のはず。その上このプロジェクトの委託先が決まる前にJIS文字コードの改正委員会を発足させれば、自分で火をつけて自分で火を消すマッチポンプと批判されるかもしれない。だからこそ経産省は、委託先がはっきりするまで契約締結を遅らせた、そういうストーリーが成り立つ。

現在の私はこのプロジェクトについて公開情報以外にも知らない。だからこれ以上述べる材料はない。そういえば、2002年7月に経産省の担当部局である情報電気標準化推進室に新JCS委員会の発足が遅れている理由を問い合わせた際、「文化庁もうち（経産省）も“別の予算の件”があり、なかなか手が回らなくて」と説明されたと思ひ当たるのみだ。たしかに、これだけのプロジェクトを新規立ち上げするとなれば、担当者は手一杯となり他の案件はお留守になりがちというのが実際の姿かもしれない。

しかし、仮にこの件がJIS X 0213と深い関係があったとしても、その改正作業にまでしわ寄せさせてよいとは言えないだろう。経産省は第1回委員会の時点で、新JCS委員会の発足が遅れた理由と、それにも関わらず改正を今年度中に終わらせる必要性を明らかにする責任があったと考える。もし「別の予算の件」で委員会発足を遅らさざるを得なかったならば、本来はその分だけ改正も遅らせるのが筋ではないか。JIS文字コードの改正は、拙速が許されるような軽い事案ではないはずだ。

◎幹事就任の遅れは発足の遅れにつながったか

つぎに佐藤副委員長が「組織から委員任命の許可が下りるまで時間がかかった」と言った「重要な委員」について。私はすでに別の人物からこの件を聞いて知っていたのだが、これは芝野耕司幹事（WG1主査も兼任）のことを指す。これを折り返し佐藤副委員長に確認したところ、以下のような回答をもらった。

そうです、事務との間でもめたと聞いております。なにせ公務員には業務専念義務がありますから。

通常JISの委員会は、委員を任命したい人間の承諾を得た後、その所属先に「そちらの某の委員就任を認めてほしい」という「委員就任依頼状」を送付する。これが捺印されて戻り、正式にその人間は委員会の一員となる。そして、委員長や主

査、幹事など役付の人間は、一般の委員よりも先行して手続きがすすめられる。なぜならこれら資格となるべき人事が決まらなると、全体の編制ができないからだ。

さて、前述の私が聞いた話というのはこうだ。芝野幹事は標準化にかかわる国内や国際のさまざまな役職を引き受けている。ところがこれを勤務先の大学にうまく話を通していなかったのか、「公務員の業務専念義務に違反するのではないか」との声があがり、それでなかなか承認されず就任がおくれてしまった。上記の佐藤副委員長が言ったことも、私の聞いた話をそのまま裏づけている。

この件を確認すべく、芝野幹事の勤務先である東京外国語大学総務課に聞いたところ、以下のコメントを書面でいただいた。

こちらに委員就任依頼が届いたのは4月末、回答したのは7月23日です。3カ月ほどかかっているわけですが、手続き等は若干遅れておりました。

まず就任依頼状をみると、委員としての就任日は、承諾日からとなっております。通常、就任日を指定されてきますが、今回の依頼はその指定がありませんでした。ですから当方として通常どおり手続きをすすめました。

また、こうした依頼には教授会の議を経て学長の承認が必要ですが、教授会は月に一度程度しか開かれず、どうしてもタイミングを逃すと遅れがちになります。そこでたとえば4月に就任するならば、余裕をもって2月初旬に依頼をいただくのが通例です。

以上のように、当大学として事務を故意に遅らせたという事実はありませんが、事務手続きについては、今まで以上に迅速化を心がける所存であります。

どうにも四角四面な返答で苦笑するしかないが、ともあれ佐藤副委員長と東京外語大の認識は食い違っているのは確かなようだ。そこで折衝に当たった事務局を担当する日本規格協会の関達雄研究員に話を聞いた。

芝野先生の委員就任が遅れたことは事実です。ただ、それが東京外語大の責任とは考えておりません。通常、就任依頼は2月か3月に所属先に送りますが、今年度の場合それが4月にずれこみました。そしてこれは私の責任なのですが、芝野先生の場合、親委員会、幹事会、そしてWG1と3つの承認が必要で、書類を一括すればよいところ3枚作り、その

上何度かに分けて送ってしまいました。

もともと芝野先生は他にもJISの委員を多く引き受けていただいています。それで書類が積み上がってしまい、言い方は悪いのですが目立つことになり、大学から「委員会をたくさん引き受けているようだが全体で拘束時間はどの程度か、一覧表をつくってほしい」という問い合わせを受けました。業務専念義務違反という言葉じたい、そうしたやりとりの中で出てきたものです。こうして通常なら1回の会議で承認されるところを2回かかり、手続きに時間がかかってしまいました。

ただ、東京外語大の承認が遅れなかったとして、委員会の発足まで早まったかは疑問です。なぜなら経産省の発足の判断じたいが東京外語大の承認日より後だからです。

つまり芝野幹事の就任に手間取ったのは事実だが、それが直ちに委員会発足の遅れにつながった訳ではない、ということになる。

国内外のさまざまな規格制定にかかわる芝野幹事を指して、学内の同僚が「ブルドーザー」と評するのを聞いたことがある。しかしそのような精力的な活動に対する報酬は、こういう仕事の通例として非常に少ないはずだ。そうしたことを考えれば、精力的なあまり勤務先から疑問の目を向けられたことを微笑ましく思っても、彼のしてきた仕事結果を日々享受している私として、彼を責めるのは筋違いと考える。むしろここでも問題にすべきなのは、経産省の判断が遅れたことの方ではないか。

◎十分な審議をして改正原案は作成されたのか

審議過程で問題にしなければならないことはまだある。それは新JCS委員会が公開レビュー前の時点で10月18日の1回だけしか開かれておらず、委員会は作業部会(WG)で作成した原案を、メールによる審議だけで了承していることだ。こうした省略された手続きで、はたして十分な審議を尽くして公開レビューをしたと言えるのだろうか。

じつは第1回の審議で日程を説明された時には、公開レビュー前には委員会を開催することになっていた。当日配布された『符号化文字集合(新JCS委員会)調査研究委員会の進め方(案)』(JCS14P-01-02)のうち、「4.活動スケジュール」を見ると、1月の欄に「○」がついており、委員会がここで開催される予定だったことがわかる。

私も当然1月中に委員会があると思っていた。

ありがたいことに一度傍聴した人間には、事務局が委員会の開催をメールで知らせてくれる通例になっている。しかし開催の知らせが来る前にきたのは、「JIS X 0213 改正原案を公開中です」というメールだった。知らないうちに親委員会が開催されたのだろうか？ 不審に思い問い合わせたところ、事務局からは以下の返事が来た。

親（引用者註：委員会）は開いておりません。

E-Mail で承認されました。

「大きな問題（言葉は違ったが）が無ければ E-mail による承認」

これは、先の委員会で確認されたことです。

しかし10月の時点では、1月の開催が説明されていたことは前述したとおり。つまり上記の事務局の説明には矛盾がある。折り返しこのことを問い合わせたところ、以下のような返答がとどいた。

第1回委員会で配付資料「新JCS委員会の進め方（案）」（JCS14P-01-02）について、佐藤副委員長から「メールで結論が得られない場合は、委員会を開催する」を追加する要望があり、認められたのでこれを追加しています。

事務局としてはこれを拡大解釈して、メールで結論が得られたので開催しませんでした。

こうした恣意的な「拡大解釈」が許されるのか大きな疑問だ。これが許されれば、わざわざ会合など開かなくても原案作成が可能ということになる。百歩譲って「メールで結論が得られれば委員会は開催しない」ということであつたとしても、10月の時点ではメールによってWG作業結果を審査するとは説明されていない。つまり、なんらかの理由によって1月の委員会は開けなくなり、急遽メールによる確認に変更されたと考えられる。それがどんな理由かは分からないが、まずは日程の遅れにより余裕がなくなったとすべきだろう。前述した発足の遅れがなければ、公開レビュー前に委員会は開催できたはずで、ここでもスタートの遅れのしわ寄せが審議に影響を落としたことになる。繰り返すが、経産省にはこれについて説明責任がある。

これに関連して指摘しなければならないことがある。それは今年度からWGの審議が非公開になったことだ。結果として、前年度はWGをふくめ総ての審議を傍聴できたのに、今年度はほとんど審議内容が分からないまま公開レビューを迎えてしまった。

なぜWGの審議は非公開に変更されたのだろうか。これじたいは事務局の提案によるものだ。その提案理由について事務局に問い合わせたところ、以下のような回答を得た。

WGとは純粋に親委員会の依頼による作業のためのものです。昨年度は、本来親委員会で検討されるようなことがWGでされていたのではという反省がありました。そこで今年度からは、WGには作業部会としての作業に専念してもらいたいと考え、WG審議の非公開を提案しました。純粋に作業のための部会であるなら、公開の必要はあまりないからです。反面で、公的標準の策定にあたっては各関係部門の合意は必須で、WGを含めた議論が必要と考えております。そこで、今年度からはWGの委員も親委員会に出席可能としました。親委員会じたいの情報公開は、昨年度とはなんら変わっておりません。

親委員会には親委員会の、WGにはWGの役割があり、それぞれの役割に専念してもらおうということか。しかし、基本的な部分で誤解があるようだが、審議そのものに支障がない限り、公開される情報が「必要か不必要か」を判断するのは、公開をうける側であるはず。逆になればそれは単なる情報統制ではないか。もしもWGでの審議を聞いて必要がないと思えば、次は行かなければよいだけのこと。ところが非公開になれば、それすら分からないのだ。

本来の審議に悪影響がでるといふのなら非公開も理解できよう。しかし「不必要だから」は果たして理由になるのだろうか。結局この事務局提案を唯々諾々と承認した新JCS委員会も「何のための情報公開か」という視点がなかったと思わざるを得ない。

また、事務局の回答は「親委員会こそが公開する価値のあるもの」ということのようなのだが、ならばなぜメールによって改正原案を承認するような安直な運営を親委員会でしたのか。

このようにしてWG非公開は、結果的に今年度の審議を不透明なものにし、痛くもない腹を探られる結果を招いただけだったと言える。公開レビュー前のWGでの検討作業は一切が藪の中ということをお願いこそそう。来年度からはWGも公開に戻すべきだろう。

ここまで審議過程を検討した結論をのべよう。今年度の新JCS委員会の改正原案が正式に制定ということになれば、3カ月程度の実貫工事で原案を作っても、メールによって了承されれば改正

原案にできるという前例をつくることになる。たとえ前年度に1年かけて改正方針をまとめていたとしても同じことで、こうした特急審議を正当化する理由には思えない。

このような「お手軽改正」に道を開くことになれば、結果的に人々からJISは信頼されなくなり、公的な工業標準そのものが自壊の道を歩むだろう。将来に禍根を残さないためにも今年度の改正は見送り、時間をかけて再審議すべきと考える。

◎なぜJIS X 0208が触れられていないのか

昨年度新JCS委員会の成果報告書では、JIS文字コードの改正方針への公開レビューを総括する中で、JIS X 0208について以下のように書く。

今回の「考え方」は、JIS X 0213を軸に検討を行ったが、検討の対象となった文字の多くは、JIS X 0213においては、JIS X 0208から一括して引用されている符号位置にある。

JIS X 0213を改訂した場合、JIS X 0208をどうするか、という問題があり、本委員会の中にも現状維持、変更の両論があった。

公開レビューに対するコメントにもやはり両論があり、それぞれ論旨は甲乙つけがたい状態にある。

一方、「考え方」の趣旨を具体的な規格に反映するためには、今後さまざまな観点からの検討が必要となる。X 0208の扱いについても、次期委員会において規格論からの精緻な議論を踏まえて結論を出すこととしたい。(成果報告書 p.31)

つまりJIS X 0208についての判断を今年度委員会に先送りしたわけだが、この「宿題」は未解決のまま。〈今後さまざまな観点から〉〈規格論からの精緻な議論を踏まえて結論を出す〉とまで書いたものが、どうして今回の公開レビューにないのか？ 私が第1回委員会を傍聴した際の議事メモによれば、親委員会としてWGに作業委託したのは以下の3点だ(ちなみにこの時の議事録は公開レビュー前の時点で未公開)。

- ①「JIS文字コード改正の方針と具体的変更箇所」にもとづき、JIS X 0213の規格本文、および附属書の追補原案の作成。
- ② JIS X 0208について、上記の追補で問題点が発生するか否かの検討。
- ③ JIS X 0213のいわゆる「カッコ付き符号位置」について、すでにISO/IEC 10646で確定した部分を反映させる追補原案作成の可

否の検討。もし出来るならば原案まで作成するが、時間的に無理であればパスしてもよい。

この委託内容から考えればWGでJIS X 0208についても検討したはず。しかし改正原案でこれについて全く触れられていないということは、WGでは「問題なし」と判断したととれる。もっとも本当にこの検討結果が妥当かどうかは、WGの議事が公開されていない以上、判断できない。

このように、WGの作業結果をメールによって親委員会に承認させるという拙速な議事運営のため、「規格論からの精緻な議論を踏まえて結論を出す」という前年度委員会の「約束」を破る結果となってしまった。今年度委員会がメンバーが多く前年度と重なっていることを考えれば、これについて一言あってもよいのではないか。

では、前年度にしめされた改正方針をJIS X 0208に反映させようとした場合、どのような問題点が考えられるだろう。今年度のJIS X 0213改正原案の骨子を再掲すると、以下のようになる。

- ① JIS X 0213のうち168の面区点位置の例示字体を変更する。
- ② JIS X 0213に、「JIS X 0221 互換漢字」として10の面区点位置を追加する。
- ③ JIS X 0213附属書4、附属書6のうち、カッコで括られていた符号位置を、JIS X 0221-1とISO/IEC 10646-2に定められた正規の符号位置に変更する。

では、JIS X 0208について改正方針はどのように言っているだろう。上記を踏まえながらまとめると、以下の2つになる。

- (a) JIS X 0213で変更する168の例示字体のうち、JIS X 0208では100字につき、変更する案・変更しない案の二つが考えられる。(改正方針 2.1.5-(5))
- (b) JIS X 0213では「JIS X 0221 互換漢字」として追加する10の符号位置は、JIS X 0208では追加しない。(改正方針 2.1.4-(2))

このうち(b)は、もともとJIS X 0208じたいが表外漢字字体表のうち2字が表現できないことを考えれば、この10字を改めてJIS X 0208では追加しないという改正方針の判断は、ごく常識的なものと言える。だから今年度の審議過程を考える上でポイントとなるのは(a)であり、これをJIS X 0213と切り離して審議して良いかどうかだろう。

例示字体変更の是非については前節で述べたので、ここでは手続き論だけ述べる。例示字体をかえようとする符号位置は、すべてがJIS X 0208

にあるものだ。だから仮に JIS X 0208 では変えず、JIS X 0213 では変えると言うことになれば、ややこしいことに「JIS X 0208 そのもの」と「JIS X 0213 で引用された JIS X 0208」の 2 種類ができてしまう。したがってこの問題は、本来両規格まとめて判断されるべき筋合いのもので、分けて判断してはいけないはずだ。

仮に「JIS X 0208 は来年度に変えるからよい」としても問題は残る。今年度の原案通りに改正されたとすれば、JIS X 0208 が改正されるまでの最低 1 年間、上記 2 種類の JIS X 0208 が世の中に存在することになってしまう。これが混乱でなくてなんだろう。そもそも来年度に変えることが決まっているならば、今年度に変えればよいだけで、今からそう結論するのは来年度委員会を形骸化するだけではないか。

どうして分けざるを得なかったか。十分な時間さえあれば審議は可能だったはずで、しつこいようだが委員会の発足が遅れたからだろう。つまり経産省の判断の遅れは、このように審議の内容にも深く影響していると考えられる。

以上述べたように、今年度新 JCS 委員会の審議過程には多くの疑問点がある。これらの疑問点を一掃するために、改正原案はいったん白紙にもどし、来年度からあらためて慎重に審議されることを望みたい。

◆注

[*1]……JIS X 0221 は、2001 年の改正から「第 1 部」を表す「-1」を末尾につけ、「JIS X 0221-1」を正式な規格名とすることに変更された。おそらく JIS X 0213 独自の漢字を収録する「CJK 統合漢字拡張 B」以降の領域を規定する第 2 部、つまり JIS X 0221-2 への将来的な拡張を意識してのことと思われる。ちなみに原規格である国際規格 ISO/IEC 10646 はすでに第 2 部を制定済みで、今回の改正原案にも「ISO/IEC 10646-2」として各所に登場している。

[*2]……改正方針のうち、5-3 の 39 字、5-4 の 1 字、5-5 の 100 字、5-6 の 28 字を合計した数字。

[*3]……<http://internet.watch.impress.co.jp/www/column/ogata/sp14.htm>

[*4]……<http://internet.watch.impress.co.jp/www/column/ogata/special4.htm>

[*5]……本論の趣旨からすこしはずれるが、JIS X 0213 の改正を求める公開レビューに付された文章にしては、ここでは文

字についての定義が JIS X 0213 についてのものと異なっていることが気になる。JIS X 0208 / JIS X 0213 では例示されているのは「字体」であり、「字形」ではない。そもそもが JIS X 0221 と JIS X 0208 / JIS X 0213 では文字についての定義が異なる。そのこと自体は歴史的経緯もあってのことなので将来的な解消を目指せばよいだけなのだが、この文章を書いた人物はこうした基本的な違いを踏まえて書いているのか、ことが文字についての規格なだけに疑問を感じざるをえない。これに関連して、前年度公開レビューにおいて、同趣旨の指摘をしたコメントに対し、「字体、字形等の定義をどのように考えるか、という点は「考え方」の考え方に大きな影響はないものと考え。」(p.29) と回答している。しかし、たとえば JIS 文字コードと表外漢字字体表とで文字の定義がどのように違うかを踏まえずにされた検討が、はたして有効なものとなり得るのだろうか。正論に対してこうした門前払いの回答をする神経には暗然とせざるをえない。

[*6]……ここでいう「使用者委員」とは文字コードを利用する出版社、新聞社、文筆家などの委員のこと。2001 年度から新 JCS 委員会では文字コードをめぐる対立する利害調整の場という経産省の基本認識の元、使用者、生産者（メーカー）、中立（学識経験者、官僚）と 3 つの立場に色分けされ、使用者と生産者が同数とされた。ところで、ここでは「使用者委員 B」になっているが、私の議事メモではこれは生産者委員の発言となっている。発言内容からもそう考えられ、これは議事録のケアレス・ミスではないか。他にも単純な誤字脱字が多いことを指摘しておく。議事録は事務局まかせにせず、他の委員会のように知識を持つ委員自身が持ち回りでとるべきではないか。

[*7]……下記 url を参照のこと。ただしこのアドホック会議議事録は成果報告書では未収録。また、ネット上で公開されているのはあくまで議事録案であり委員の承認がされていないものであることに注意。正式版は成果報告書を参照するしかなく、そこに収録されなければ参照する手だてはない。

<http://www.jsa.or.jp/domestic/instac/committe/JCS/Jcsnnp-2/JCSNnp-2-02.PDF>

[*8]……下記 url の議事録案か、成果報告書 p50 を参照。

<http://www.jsa.or.jp/domestic/instac/committe/JCS/Jcsnnp-3/JCSNnp-3-01.pdf>

[*9]……下記 url の議事録案か、成果報告書 p.80 を参照。

<http://www.jsa.or.jp/domestic/instac/committe/JCS/Jcsnnpwg-5/JCSNnpwg-5-01.pdf>

[*10]……<http://www.bungeika.or.jp/statements/19971013.html>

[*11]……『電脳文化と漢字のゆくえ』(1998 年 1 月 平凡社)、『漢字を救え！——文字コード問題を考えるシンポジウム』(1998 年 7 月 日本文藝家協会)などを参照。

[*12]……以下の url で議事録と報告書が公開されている。この委員会で作案された時点の「汎用電子情報交換環境整備プログラム」についても、以下で基本的な構想やその背景を知ることができる。

文字コード標準体系検討委員会

<http://www.itscj.ipsj.or.jp/domestic/mojicode/>

文字コード標準体系専門委員会報告書

<http://www.itscj.ipsj.or.jp/domestic/mojicode/rep-20020702.pdf>

[*13]……たとえば以下の url を参照。

<http://www.y-adagio.com/public/committees/format/act2002/mtg04/4-3.txt>

〈尤も、誰か既に提案されているものを、形式上公募とした可能性が大という気はするのですが〉という部分が興味深い。ところで、どうしてこのような私的と見える文書が Google で上位にランクされるのか。深い世界である。